

「天理大学ふるさと会海外研修基金」海外研修規程

第1条 天理大学ふるさと会海外研修基金（以下、基金という）は、天理大学学生が建学の精神および創設者の理念にのっとり、国際社会において貢献できる有為な人材として飛躍するため、海外における研修を助成することを目的とする。

第2条 本基金による研修生は、第2年次から第4年次に在学中の者とする。

第3条 本基金の適用を受けようとする者は、研修実施前年度の所定の期日に、つぎの書類を提出しなければならない。

- (1) ふるさと会所定の適用願
- (2) ふるさと会所定の研修計画書
- (3) 学業成績証明書

第4条 天理大学ふるさと会海外研修基金選考委員会は、所定の書類を提出した者について、書類審査および面接のうえ、本基金適用の候補者を天理大学長に推薦する。

2. 天理大学ふるさと会海外研修基金選考委員会については、別に定める。

第5条 天理大学長は、前条により推薦された者について、天理大学学部長会に諮り決定する。

第6条 本基金による研修生には、下表に基づいて研修費を支給する。

往復航空運賃		経済的運賃（但し、35万円をもって限度とする）	
滞在費	A地区	20万円	北米、中南米、欧州、中東、アフリカ
	B地区	15万円	A以外の地域（アジア、大洋州、その他の地域）

2. 本基金の適用者は、往復航空運賃見積書を提出しなければならない。
ただし、往復航空運賃は、主として関西国際空港もしくは経済的で利便性のある主要国際空港と主な研修滞在地間の運賃とする。
3. 滞在費については、1日あたり1万円を基本額とし、研修期間に応じて支給する。
ただし、第1項に定める金額を上限とする。

第7条 本基金による研修生は、研修終了後の2か月以内に所定の研修報告書を提出しなければならない。

第8条 研修生がつぎの各号の一に該当したときは、研修費を返還しなければならない場合がある。

- (1) 前条に定める研修報告書を提出しないとき
- (2) 許可なく研修計画を変更したとき

第9条 本規程の改廃は、天理大学ふるさと会海外研修基金選考委員会および天理大学ふるさと会常任理事会の議を経るものとする。

付 則

1. この規程は、平成5年4月24日から施行する。
2. 昭和50年12月3日施行の「天理大学ふるさと会海外研修基金による海外研修実施に関する規程」は、平成5年3月31日をもって廃止する。
3. 第6条の改正規定は、平成8年3月29日から施行する。
4. 覚書の追加の改正規定は平成20年10月26日から施行する。
5. 第6条の改正規定は、平成21年10月26日から施行する。
6. 第2条の改正規定は、平成24年11月30日から施行する。
7. 第2条の改正規定および覚書の改正・追加規定は、平成26年4月1日から施行する。
8. この規程の本則および覚書の改正は、平成27年4月1日から施行する。

覚 書

1. 往復航空運賃について

① 当分の間、往復航空運賃の他に燃油サーチャージ（燃油特別付加運賃）、空港使用料を支給する。

2. 天理大学における海外留学・海外研修との関係について

① 交換留学、認定留学、および海外インターンシップなどによる海外留学・海外研修を希望する者で、その派遣が確定もしくは終了した者も、本基金の適用を受けることができる。

② ただし、研修費の支給については、その海外留学・海外研修の状況によって第6条と別途の扱いとする。

3. 一度本基金の適用を受けた者は、繰り返して適用を受けることはできない。

4. 業務担当について

① 本基金による研修の募集・実施に関する業務は学生部留学生支援課が担当する。